

長崎市監査公表第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和5年2月15日

長崎市監査委員	柴	原	慎	一
同	三	谷	利	博
同	奥	村	修	計
同	林		広	文

令和4年度

監査報告

財務監査(工事監査)

〔後期〕

理 財 部
環 境 部
水 産 農 林 部
ま ち づ ぐ り 部
建 築 部
東 総 合 事 務 所
南 総 合 事 務 所
北 総 合 事 務 所

長崎市監査委員

第1 監査の種類

財務監査(工事監査)

第2 監査の対象

理 財 部 (契約検査課、検査指導室)

環 境 部 (環境整備課、東工場)

水 産 農 林 部 (水産振興課、農林振興課)

まちづくり部 (都市計画課、長崎駅周辺整備室 東長崎土地区画整理事務所)

建 築 部 (建築課、設備課)

東総合事務所 (地域整備課)

南総合事務所 (地域整備課)

北総合事務所 (地域整備課)

今回の監査は、令和3年3月から令和4年2月までに発注したもののうち、次のとおり工事10件と業務委託4件を抽出した。

工 事 (10件)

	件 名	所 管 名
1	東工場ごみクレーン巻上機駆動装置更新ほか工事	東工場
2	野母漁港浮体式係船岸整備工事	水産振興課
3	農道本郷線(農道2号橋)橋梁補修工事	農林振興課
4	新大工歩道橋整備工事	都市計画課
5	(仮称)清藤公園整備工事(1)	東長崎土地区画整理事務所
6	全天候型子ども遊戯施設新築主体工事	建築課
7	長崎市新庁舎建設情報設備工事	設備課
8	古賀小学校給水設備改修工事	設備課
9	香焼総合公園公園災害復旧工事(その2)	南総合事務所地域整備課
10	京泊緑道ほか1公園整備工事	北総合事務所地域整備課

業務委託(4件)

	件 名	所 管 名
1	し尿受入下水処理可能性調査業務委託	環境整備課
2	国道202号歩道橋設計等業務委託	長崎駅周辺整備室
3	端島炭坑跡第3堅坑捲座保存整備工事に伴う実施設計業務委託	建築課
4	市道宿町界3号線(宿町2号橋側道橋)ほか1線調査設計業務委託	東総合事務所地域整備課

第3 監査の期間

令和4年9月1日から令和5年1月27日まで

第4 監査の着眼点

1 主な着眼点

- (1) 計画 事前協議及び諸手続
- (2) 設計 関係法令等の適用、設計基準等の運用、設計図書の作成
- (3) 積算 積算基準の運用
- (4) 契約 契約手続
- (5) 施工 工事関係手続、施工管理、安全管理、書類管理、設計変更手続
- (6) 検査 検査関係書類
- (7) 維持管理業務 保守点検関係書類
- (8) 委託業務 委託業務関係書類

2 重点項目

- (1) 設計図書に適切な施工条件が明示されているか
- (2) 受注者が行う官公庁等への届出を把握しているか
- (3) 下請契約を適切に締結しているか
- (4) 現場の安全管理が適切に行われているか

第5 監査の実施内容

設計図書等関係書類及び現場が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に執行されているか書類審査し、関係職員からの事情聴取及び現場実査を行った。

第6 監査の結果

長崎市監査基準に基づき監査を行った。

その結果、法令等に沿っておおむね適正に処理されていると認められたが、次のとおり留意すべき事項が見受けられた。

なお、その他の事項については、改善に向けた取組みを求めた。

指 摘 事 項

まちづくり部

1 新大工歩道橋整備工事

[都市計画課]

- (1) バックホウによる掘削作業の際、労働安全衛生規則に基づく作業員の立入禁止や誘導員の配置など、接触の防止について対策を行っていなかった。適切な安全管理の指導に留意されたい。

2 (仮称)清藤公園整備工事(1)

[東長崎土地区画整理事務所]

- (1) 公園の宅地造成部分に2mを超える擁壁を築造していたが、監督職員は、建築基準法に定める工作物の計画通知書を提出していなかった。適正な事務手続きに留意されたい。
- (2) バックホウによるコンクリート打設作業の際、労働安全衛生規則に基づく作業員の立入禁止や誘導員の配置など、接触防止について対策を行っていなかった。適切な安全管理の指導に留意されたい。

建築部

1 全天候型子ども遊戯施設新築主体工事

[建築課]

- (1) 産業廃棄物の処分において、受注者は、建設廃棄物処理委託の契約及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付をしていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。

東総合事務所

1 市道宿町界3号線(宿町2号橋側道橋)ほか

[地域整備課]

1 線調査設計業務委託

- (1) 道路上で調査をしていたが、道路交通法に基づく道路使用許可を受けていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。